

にし阿波の花火大会 公式お土産認定要綱

（目的）

第1条 にし阿波の花火大会を象徴する公式お土産を選定し、地域の魅力発信と大会のブランド価値向上を図る。本認定会を通じて、地域の特産品や文化を活かした新たなお土産の開発を促進し、観光振興および地域経済の活性化に貢献する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） にし阿波

美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町の2市2町をいう。

（参加対象者）

第3条 公募により選出されたお土産出品者及び販売関係者、行政、団体とする。

（出品対象）

第4条 本募集では、にし阿波の花火大会のお土産としてふさわしい、以下の条件を満たす商品を対象とします。

- ・ にし阿波地域（美馬市・つるぎ町・三好市・東みよし町）産の原材料を一部または全部に使用した商品

- ・ にし阿波地域において製造または加工された商品

- ・ にし阿波地域内で委託製造された商品

対象となるジャンルは以下のとおりです：

- ・ 食品（加工品・菓子・飲料など）

- ・ 工芸品・雑貨

- ・ アート作品・デザイン商品 等

いずれも、地域の魅力を発信する意図が明確で、にし阿波の花火大会との親和性があることが望まれます。

（認定基準）

第5条 にし阿波産品をにし阿波の花火大会公式お土産として認定するにあたって審査及び認定を行うため、にし阿波の花火大

会公式お土産認定委員会（以下、委員会という）を設置する。

2 委員会は、出品者による説明、試食会等を行い、委員会および審査員が以下の観点で審査する。

(1) にし阿波の花火大会や地域の魅力を連想させるデザイン・コンセプトがあること

(2) 公式認定マークを商品パッケージ等に使用可能であること（表面積の 20%以上）

(3) 販売可能な完成品であること（イベント出展・EC 販売などを想定）

(4) 食品の場合は、安全性・表示法令に適合していること

3 そのほか、委員会の設置、運営等に関して必要な事項は委員会設置要綱にて定める。

（認定の申請）

第 6 条 にし阿波の花火大会公式お土産認定の申請は令和 7 年 6 月から募集を開始、令和 7 年 8 月 8 日（金）を締め切りとする。

2 所定の応募フォームまたはメールにて応募する。

様式第 1 号（申請書）

様式第 2 号（申請調書）

様式第 3 号（契約書）

3 商品名、コンセプト、商品の写真、出品者情報を記載する。

（認定の公表および表示）

第 7 条 認定された商品は一般社団法人 SMASHACTION ホームページに掲載する。

2 公式認定マークの使用を許可する。（1 年更新とする）

3 公式認定マークを商品デザインに使用する。

4 公式認定マークの管理要綱は別に定める。

5 にし阿波の花火大会公式 PR において紹介する。

6 大会当日および関連イベントでの販売支援を行う。

7 通年販売が可能。

8 地域内の道の駅での販売ができる。

（道の駅への登録・手数料は必要）

9 にし阿波の花火大会公式ホームページ上にて販売・紹介を行う。

(認定に要する経費)

第8条 認定を受けた者は経費を委員会に支払わなければならない。(認定を受けてから3か月以内)

認定料	1 商品当たり初回 2,800 円 ただし、同一業者の2品目以降は 2,000 円
2 年目以降 の継続料	1 商品当たり 2,000 円

(実績報告)

第9条 「にし阿波の花火大会 公式お土産」の認定を受けた申請者(以下「認定事業者」という。)は、認定商品の販売量、その他委員会が指定する事項についての実績を報告しなければならない。

(認定品の販売に関するご案内)

第10条 委員会が必要と認めた場合には、認定商品は原則として通常販売価格の20%を上限に値引き提供を行うものとします。なお、この値引き率は地域内の道の駅等での販売手数料との整合性を考慮し、委員会の判断により調整することがあります。

(認定内容の変更)

第11条 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は速やかに委員会に変更の旨を連絡しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、もしくは代表者を変更したとき。
- (2) 認定商品名を変更したとき。
- (3) 認定商品の生産、製造又は販売を廃止または中止したとき。

き。

(4) 認定商品の包装又は容器に係る認定デザインを著しく変更したとき。

(5) その他認定商品の内容(様式第2号申請調書)に関わる重大な変更をしたとき。

(業務状況の聴取等)

第12条 委員会は特に必要があると認めるときは、認定事業者に対して、認定商品に係る報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができる。

(認定事業者の責務)

第13条 認定事業者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに第12条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。

2 責任者、責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望などに対する処理体制を確立しなければならない。

3 認定商品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容についてはにし阿波の花火大会お土産事故等発生通知書(様式第4号)により、早急に委員会に報告しなければならない。

(認定の取消)

第14条 委員会は次のいずれかに該当すると認めたときは認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (2) 申請内容と異なる商品を販売したとき。
- (3) 認定辞退の申し出があったとき。
- (4) 社会的に重大な問題を起こしたとき。
- (5) その他委員会が特に認めるとき。

2 委員会は第1項により認定を取り消したときは、当該事業者に対して認定取消通知(様式第5号)により通知する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 1 この要綱は、令和7年6月5日から施行する。